

令和6年3月26日
四国地方整備局
高松港湾・空港整備事務所

「坂出港港湾脱炭素化推進計画」が策定されました

港湾法第50条の2第1項の規定に基づき、官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るため、今般、香川県の重要港湾である坂出港を対象として「坂出港港湾脱炭素化推進協議会」(事務局:坂出市・香川県)が検討を進めた「坂出港港湾脱炭素化推進計画」が策定されました。

今後も坂出港における脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化等に向けて、港湾管理者である坂出市、香川県並びに港湾関連事業者が連携し、本計画の取組が推進されるよう、四国地方整備局としても支援してまいります。

1. 坂出港港湾脱炭素化推進計画の策定目的

港湾を脱炭素の拠点とするため、水素・アンモニア等の受入環境整備や、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化、臨海部産業との連携等の取組を定め、カーボンニュートラルポート(CNP)の形成を推進

2. 取組方針

①停泊中の船への陸電供給、製造機械や荷役機械の低炭素化、使用電力の脱炭素化を図るための再エネ電力導入 ②製造機械や荷役機械のリプレイス時期や、技術開発の進展に応じた水素燃料等への転換 ③港湾を出入りする車両に対する水素等供給設備の導入 ④太陽光発電やバイオマス発電など、各企業が行う再生可能エネルギーの導入促進 ⑤ブルーカーボンの取組(藻場等の整備)による温室効果ガス排出量の削減 ⑥バイオマス発電所によるグリーン電力の供給 ⑦火力発電所における水素混焼・専焼発電への転換 ⑧ガス供給における、メタネーション技術等による合成燃料(e-fuel)の普及拡大 ⑨水素等の貯蔵・供給を可能とする受入環境の整備

3. 公表資料

坂出港港湾脱炭素化推進計画

同 概要版

URL : <https://www.city.sakaide.lg.jp/soshiki/kouwanka/kouwandatutannsokasuisinkakeikakukouhyou.html>

【問い合わせ先】

<坂出港港湾脱炭素化推進計画の内容に関すること>

坂出市 建設経済部 港湾課 課長補佐 吉川 明人 TEL : 0877-44-5010

<本プレスリリースに関すること>

四国地方整備局 高松港湾・空港整備事務所 企画調整課長 西本 朋弘 TEL : 087-851-5524